#### [研究論文]

# 日仏の姉妹都市提携の現状と課題

―持続可能な姉妹都市交流に向けて―

鈴木シルヴィ, 小林直樹

〈要 約〉

姉妹都市提携は、第二次世界大戦後の平和運動の一環として、国を超えた市民間の交流を推し進めるために誕生したものであるが、時代とともにその意義は次第に変容していった。

本稿では日仏姉妹都市提携に焦点を当て、日本とフランスの地方自治体の現状と課題を明らかに することによって、持続可能な交流にむけて改善策を検討する。

日仏の姉妹都市は54組あるが、2017年に日本の10都市、2018年にはその10都市の姉妹都市提携先のうちフランスの5都市に対してヒアリング調査を行った。両国の姉妹都市の地方自治制度と交流の変遷を調査した結果、日本の「姉妹都市提携」とフランスのそれに対応する「地方分権型国際協力」の対象領域が必ずしも一致しないことが明らかになった。「地方分権型国際協力」が1992年に提唱され、それに伴いフランスの自治体は日仏市民同士の交流を支援する一方、地域活性化に向けて自治体同士の共同プロジェクトの実施や公共政策に関するノウハウの共有を次第に求めるようになった。その一方で、日本の自治体は文化的・人的交流に主眼を置き、姉妹都市交流を地域の公共政策を見直す機会として考える自治体は少ない。その改善策としては、国際交流担当部局と他部局との横断的連携を図り、また両都市の各界のアクター同士のネットワーク作りを推進することが肝要である。

また、本調査を通して、日仏市民の間には、相手国の文化に対する関心が強いことが確認できた。 今後も地方自治体は、このような市民同士の交流意欲を引き続き支援していくことが求められる。 しかし、姉妹都市交流を持続可能なものにするためには、これまで以上に姉妹都市交流政策が双方 の自治体にとって実利をもたらすものであることが望まれるだろう。

キーワード: 日仏姉妹都市, 地方自治体, 地方分権型国際協力 (coopération décentralisée), ノウハウの共有, 持続可能

#### 1. はじめに

日仏の地方自治体間の姉妹都市提携は、1958年に京都市とパリ市の間で初めて結ばれて以来、2020年現在ではその数は54組にのぼる。中には交流が年月とともに深まっていく例もあれば、逆に名ばかりの提携で終わってしまう事例も散見される。本研究では、姉妹都市提携を行っている複数の日仏の自治体を選定し、2017年~2018年の2年間にわたり、姉妹都市交流に関する情報収集及びヒアリング調査を実施した。本調査を通じ、近年における日仏の姉妹都市交流が活発に行われている要因および停滞している要因を検証することにより、持続可能な姉妹都市交流の実現に向けて改善策を検討する。

所属:観光学部観光学科 受領日 2021年1月11日

### 2. 「姉妹都市」の定義

小学館のデジタル大辞泉の定義によると、「姉妹都市」とは「親善や文化交流を目的として特別の関係を結んだ、国を異にする都市と都市」である。しかし、日本では「姉妹都市」は法律上定められた定義はなく、本稿では「一般財団法人自治体国際化協会」(以下CLAIRと略す<sup>1)</sup>)が定める以下の3要件を満たしたものを「姉妹都市」<sup>2)</sup>の概念に含めることとする。

- (1) 両首長による提携書があること
- (2) 交流分野が特定のものに限られていないこと
- (3) 交流するにあたって、何らかの予算措置が必要となるものと考えられることから、議会の承認 を得ていること<sup>3)</sup>

日本では、1988年に自治体の共同組織として設立された CLAIR が、管轄省庁の総務省とともに地方自治体の国際交流を支援している $^4$ 。一方、フランスでは自治体の国際活動を管轄している省庁は「フランス共和国欧州・外務省の地方自治体国際活動局」(Délégation pour l'action extérieure des collectivités territoriales: DAECT)である。そして、CLAIR に相当する組織は「フランス都市連合」(Cités Unies France: CUF)であり、1975年に創設された。ここで特筆すべきは、日本とフランスの自治体の数が著しく違うことである。2020年11月現在、日本の自治体の数は1,724に過ぎないのに対し、フランスの自治体(コミューン)の数は34,968にものぼる。しかも、人口1万人以下の自治体が97%を占めている $^5$ )。

日本の「姉妹都市提携」に当たるフランス語は「jumelage」である。オンライン仏仏辞典 CNRTL<sup>6)</sup>は、「姉妹都市提携」を「特に社会文化面における交流を目的とする異なる国の都市間の公的な提携」<sup>7)</sup>と定義している。日本の「姉妹都市」の定義と比較すると、フランスの「姉妹都市」の定義には「社会」という文言が付け加えられていることに着目したい。ここには日本と異なり、市民が自発的に地域共同体の交流に参加するフランス社会の特質が色濃く反映されていると言えよう。

フランスでは「姉妹都市提携」(jumelage)は、1992年に「地方分権型国際協力」(coopération décentralisée)という名称に変わった。それに伴い従来の狭義のjumelage(姉妹都市提携)は、より広義な概念に変容していった。このことは単なる名称の違いにとどまることなく、日本とフランスの姉妹都市交流に対する考え方や政策の相違を反映していると言えるのではないだろうか。

次に、第二次世界大戦後から現在に至る日本とフランスにおける姉妹都市交流の変遷をたどりながら、両国の自治体の国際交流への取組みの違いを明らかにする。

#### 3. 日仏の姉妹都市提携の変遷:戦後から現代まで

#### 3-1 日本の場合

第二次世界大戦後,日本国際連合協会の仲介により,日本初の姉妹都市提携が被爆都市長崎市とアメリカのセントポール市の間で1955年に締結された。この提携の話がアメリカ側から持ちかけられた背景には、日米の市民外交を推進することによって戦争を二度と起こさないようにするという意図があったに違いない。このような姉妹都市提携によって、日本の地方自治体は海外とはじめて直接交流するようになった。その後、日本の各都市は主にアメリカの都市と姉妹都市提携を次々に締結するようになり、アメリカへのホームステイプログラムなども含めた交流が促進された。1964年の東京オリンピック開催により海外への関心が高まり、1960年代の終わりまでに154の姉妹都市提携が結ばれたが、そのうちアメリカとは93件であった。1970年代になると、一般市民が姉妹都市親善訪問団

に参加し、また相手国からの訪問者をホームステイで受け入れるようになった。1980年代に入ると、中国、韓国との姉妹都市提携が増加し、地域の国際化の気運はますます高まっていった<sup>8)</sup>。1986年に、自治・文部・外務省の協力と主導で都道府県および政令指定都市により、語学指導等を行う外国人青年(ALT)を招致し、地域レベルでの国際交流の促進を目的とする国際化推進自治体協議会(CLAIRの前身)が設立された<sup>9)</sup>。姉妹都市提携数は2020年11月現在では1,777件にのぼり<sup>10)</sup>、日本と姉妹都市提携している国や地域は71を数える。国や地域ごとの提携数をみると、アメリカ458件、中国375件、韓国165件と続き、54件のフランスは8番目になる<sup>11)</sup>。

1995年の自治省(現総務省)の「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」が日本の自治体の対外活動において大きな転換点となり、「国際交流」から「国際協力」への認識の方向転換が打ち出された。「近年では、従来からの国際交流の実績を背景としつつ、互いの地域の発展のために地域レベルで協力し合うことが望ましいと考えられるようになってきており、『国際交流から国際協力へ』という新たな潮流が起き始めている(…)。地域の住民、NGO、経済団体・企業及びボランティア等の参加を得ながら、優秀な人材とノウハウを活用できる地方公共団体を中心とする国際協力の取組みが重要となってきている」<sup>12)</sup>。また、2006年8月には、外務省の大臣官房室内に外務省と自治体との交流を深め、連携を発展させるために「地方連携推進室」が設置された<sup>13)</sup>。

#### 3-2 フランスの場合

第二次世界大戦後のヨーロッパには、世界の恒久的な平和を構築するという強い思いがあった。このような願いから終戦間もなく戦勝国同士の姉妹都市提携が結ばれた。たとえば、1946年のフランスのオルレアン市とイギリスのダンディー市、1948年のフランスのブレスト市とアメリカのデンバー市である。1950年代に入ってからフランスとドイツの関係を修復し、市民間の和解を推進するために、次々と姉妹都市提携が結ばれるようになり、独仏友好条約(エリゼ条約)が締結された1963年には既に120件以上の姉妹都市提携がフランスとドイツの間に結ばれていた。

1960年代以降,平和構築を目的とした姉妹都市提携は国家の外交を通じてではなく,地方自治体を中心に行われるようになり,政治体制の異なる東欧諸国等にも拡大されていった。1970年代からはサハラ以南アフリカの自治体との間に,「協力型姉妹都市提携(jumelage-coopération)」が途上国の支援を目的に立ち上げられた。セネガルのダカール市とフランスのマルセイユ市との間の姉妹都市提携はその第一号である<sup>14)</sup>。

1980年代からフランスの地方分権化が進む中で、1992年にATR法(共和国国土行政基本法)が制定され、「jumelage(姉妹都市提携)」に代わり「coopération décentralisée(地方分権型国際協力)」が誕生した。上院(Sénat)の通達(2001年4月20日)によると、「地方分権型国際協力」の対象となるものは、「友好関係または姉妹都市提携の構築、地域の海外での経済的および文化的活動の促進、公益の公共サービスの管理運営、自治体経営におけるノウハウの共有などである。その一方で、連帯の精神に基づき、特定の国で既存あるいは新興の地方自治体に技術支援を提供したり、人道的な目的で介入することもある」と記されている<sup>15)</sup>。

また、フランス外務省は地方自治体の具体的な活動を次のように説明している。「姉妹都市提携は第一段階に過ぎず、地方自治体は具体的なプロジェクトや活発な交流を通して地域間と住民間の友好的な結びつきを強化していく。このように地方分権型国際協力は、運用とガバナンスの優れた取組みを共有するだけでなく、人的、文化的、経済的、教育的、科学的な交流のためにも力を注いでいる。フランス外務省は、他のアクターと連携し、特に3年企画のプロジェクト、または二国間あるいはテーマ別のプロジェクト募集を通じ、地方公共団体対外活動(AECT)を支援している」<sup>16)</sup>。

#### 3-3 姉妹都市提携の変遷にみる日仏の認識の相違

日本とフランスの第二次世界大戦後の姉妹都市提携の歴史をたどってきた。戦後、日本人はアメリカの生活様式に対して強い憧れを持つようになり、日本は友好・親善を目的とする姉妹都市提携を主にアメリカと結んだ。一方、フランスにはヨーロッパと世界との恒久的な平和を構築するという明確な意図があった。また、早くからフランスは国家間の対立を超えて東欧諸国と自治体間の外交を推進してきたことに対し、日本が隣国の中国との姉妹都市提携を締結するには国交が正常化する1972年まで27年もの歳月を要することとなったのである。

フランスの自治体は旧植民地支援を目的として、1970年代から「協力型姉妹都市提携」を締結している。フランス政府は早くからアフリカの地方自治体と分権型協力を行う自国の自治体に対して支援を行ってきた。このことから開発途上国に対する技術支援、人道的な支援などの連帯の精神がフランスの自治体の「地方分権型国際協力」の重要な部分を占めていることが理解される。

自治体の国際協力を管轄しているのは、日本は総務省であるのに対し、フランスでは外務省である。フランスの外務省は直接的に自治体の「地方分権型国際協力」に関わり、これを支援している。一方、ある日本の元外交官によると、姉妹都市交流から期待できる経済効果が少ないこともあり、日本の外務省は自治体の国際協力に対する関心が低い。岩田(2009)によると、「外務省は世界の189に上る在外公館を通じたより広い地域の国々に関する情報収集を行う拠点はあるものの、これまで地方自治や自治体間の国際協力が重要な外交イシューとして認識されることはなかった。また、政府内における縦割の国際政策体制において、外務省とCLAIRを管轄する総務省(旧自治省)との連携は緊密ではない。従来、外務省は日本国内の自治体の国際活動への関心が薄く、在外公館レベルにおいて個別の事例に対する対応はあったものの、制度的には機関委任事務から法定事務となった旅券発行に関して都道府県レベルとのつながりを細々と維持してきたにすぎなかった」「17)。

岩田が指摘している日本の外務省の関心の薄さ、縦割り行政の弊害が、日仏姉妹都市交流において どのように影響しているかは確かに興味深い点である。筆者が行った2017年~2018年のヒアリング 調査結果を分析することによって、日仏自治体の国際政策の現状と課題を明らかにしていきたい。

#### 4. 調査の概要

本研究では、2017年および2018年にヒアリング調査を実施した。調査対象を選定するにあたり、2017年4月時点でCLAIRに登録されていた51の日仏姉妹都市(友好都市)のリストを参考にした。2017年は日本の姉妹都市から10の自治体を、2018年は2017年に調査を実施した日本の10自治体の姉妹都市提携先のうち、フランスの5自治体に対して調査を実施した。実施時期は日本が2017年8月15日~2018年3月1日、フランスは2018年9月3日~7日である。

51の日仏姉妹都市のうち、CLAIRパリ事務所の助言もあり、日本の姉妹都市では以下の10の自治体を選定し、各市の国際交流担当の職員へのヒアリング調査を行った。選定された自治体(カッコ内に示すのはフランスの提携先である)は宇都宮市(オルレアン市)、金沢市(ナンシー市)、京都市(パリ市)、京都府(オクシタニ州)、熊本市(エクサンプロヴァンス市)、仙台市(レンヌ市)、高松市(トゥール市)、長崎市(ヴォスロール村)、横須賀市(ブレスト市)、横浜市(リヨン市)である。

一方、フランスの姉妹都市については、以下の5つの自治体を選定し、各市の国際交流担当の職員 及び国際交流担当の副市長へのヒアリング調査を行った。選定された自治体はパリ市、トゥール市、 レンヌ市、ナンシー市、エクサンプロヴァンス市である。

上記のヒアリング調査で得た回答から、近年における日仏姉妹都市交流が活発に行われている要因

および停滞している要因を究明し、持続可能な姉妹都市交流の実現に向けて改善策を検討する。なお、 個人情報の守秘義務のため、各国際交流担当者から得た情報は自治体の名前を伏せて紹介する。

調査項目を作成するにあたり、石見(1995)を参考にした。ヒアリング調査に用いた調査票は巻末に付す。

## 5. ヒアリング調査の結果

#### 5-1 日仏の姉妹都市交流が活発に行われる要因

自治体へのヒアリング調査の結果に基づき、姉妹都市交流が活発に行われている要因を日本とフランスそれぞれにまとめる。

#### 5-1-1 日本のヒアリング調査結果から

日本側の各自治体へのヒアリング調査の結果、姉妹都市交流が活発に行われる要因として挙げられた点は以下の通りである。

まず、日本とフランスの地方自治制度が、自治体間の交流を円滑にしている側面として以下のものが指摘された。日本の自治体の国際交流担当職員が3~4年で異動することに対し、フランス側では異動を希望しない限り同じ課に在籍し続けるため、国際交流のスペシャリストになることができる。このことは、日本側からみて交流業務遂行上のメリットとして挙げられている。また、日本特有の制度であるJETプログラムの一環として、フランス人国際交流員(CIR)が国際交流課に配属されると、自治体同士の交流が極めて順調であることが分かった。その他に、自治体が予算を計上して取り入れる独自の制度もある。例えば、ある自治体は国際交流課に割り当てられた予算から毎年3週間1名の国際交流担当職員の相互派遣を行い、双方の話し合いで事前に決めたテーマに沿って研修を行っている。また、自治体間の交流を円滑に進めるためには、自治体の首長がいかに国際交流に対して積極的であるかという点も強く影響している。さらに、在日フランス大使館や領事館の協力を得ることも交流業務を進める上で重要であると指摘されている。

自治体によっては大学間の交流協定、高校の姉妹校提携などが結ばれており、活動の一つとして青少年の交換留学やホームステイが行われている。また、定期的に両都市の市民の有志グループが訪問を行うなどして相互理解と親善を深め、交流の持続の一翼を担っている。これには日仏協会などの市民団体の役割も大きい。行政側は補助金を出すなど市民の活動を後押しするが、交流はあくまでも市民が主体で推進されている。市民側がフランスへの強い好感を持ち、交流にかかわっていることが成功の鍵のようである。また、日仏協会等において市民レベルでのキーパーソンが存在したり、フランスの姉妹都市に在住している日本人が協力したりすることは、交流の持続において大変有用な要因であることが明らかになった。

フランスの姉妹都市からの積極的な交流の提案があり、後に新規の交流事業となって姉妹都市交流 の発展につながっていく事例もあった。

#### 5-1-2 フランスのヒアリング調査結果から

フランス側の各自治体へのヒアリング調査の結果,姉妹都市交流が活発に行われる要因として挙げられた点は以下の通りである。

まず、調査の結果、フランスの国民による日本への強い関心や憧れが挙げられる。市民団体、学者、住民にとって日本は興味をそそられる国であり、日本の都市との交流を望んでいる市民が多く存在す

る。フランスでは様々な市民団体の活動が非常に活発であり(全国で150万団体)、そうした団体を立ち上げることも比較的容易で自治体との距離感も近い。このような団体が、自分たちと同様の活動をしている姉妹都市の団体との交流を望む傾向が見てとれた。このように行政側から持ちかけなくても、市民レベルからの多岐にわたる交流希望が自治体に寄せられ、多くの団体が様々な分野での国際交流を行っている。それが一方通行の交流ではなく、双方向で交流がなされていることも重要な要因である。

市民団体から提案された交流の橋渡しの役割を担うのが自治体である。交流の成功の鍵は、姉妹都市同士が協力することにある。つまり、姉妹都市間で企画、運営し、共に責任を取り、成果を共有することである。そこに双方の言語と文化に詳しい仲介者となる人物がいれば異文化間の理解は促進され、単なる翻訳・通訳以上の価値を持つものとなる。そこでは日本の姉妹都市にいるフランス人国際交流員(CIR)の役割が大きい。また、交流活動のキーパーソンがいると自治体の規模を問わずに交流が盛んになる。最近では一対一の姉妹都市の関係を超えて、複数の姉妹都市間で交流を図り、姉妹都市同士で相互の経験やノウハウを交換し共有する動きもある。

フランスのどの自治体も地域における各界のアクターとの連携や、ネットワーク作りの重要性を強調している。たとえば、日本に関心を寄せる大学関係者、市民団体、文化界などと連携し、良好な協力体制を構築している。文化界等にとってはフランス語・フランス文化を発信するフランス政府公式文化機関のアンスティチュ・フランセとフランス政府公認の非営利団体アリアンス・フランセーズは日本で芸術活動を行うための必要不可欠な玄関口となっている。また、CLAIRのパリ事務所は日仏自治体交流に関して非常に重要な責務と機能を担っており、フランスの自治体にとっても有力かつ信頼のおけるパートナーとなっている。在仏日本総領事館も自治体に協力し、多くのサポートを行っている。

日本と同様に各地方自治体の首長が個人のレベルで国際交流や姉妹都市交流に関心を持つことは不可欠である。交流団体や組織に物質的な援助を行うのみでなく、政治レベルでも協力し、かつ支援を行っている。国際関係を担当する部署の長である副市長(市議会議員の中から首長とともに選挙で選出)も個人的なレベルで日本に対する関心を持つことで、交流がより活発になる傾向がある。フランスでは首長と担当副市長が自治体の政治的なストラテジーを打ち出し、担当部署がそれを具体化し実行に移している。また、日本との姉妹都市提携の存在をより広く市民に周知することを目的として、国際交流担当者が小・中・高などの学校に赴き、草の根的な広報活動を行っている。

#### 5-2 日仏姉妹都市交流が停滞する要因

自治体へのヒアリング調査の結果に基づき、姉妹都市交流が停滞している要因を日本とフランスそれぞれにまとめる。

#### 5-2-1 日本のヒアリング調査結果から

日本側の各自治体へのヒアリング調査の結果、姉妹都市交流が停滞している要因として挙げられた点は以下の通りである。

まず、日本の地方自治制度の問題として挙げられたのは、姉妹都市提携による交流では国際部門での文化的・人的交流や人材育成のみにとどまり、行政の縦割りの構造が原因となって経済・産業部門での国際交流に発展しづらいことである。さらに、日本の市町村合併政策により1999年3月にあった3,232の自治体が2010年3月には1,727の自治体となり、1,505の自治体が減少した。それに伴い、国際交流に充てられる補助金が概ね減少傾向にあり、日仏姉妹都市間の人口規模にも大きな差が生じた

自治体もあった。

姉妹都市交流を担当するフランスの部署に対しては、担当職員からの連絡が密ではない、休暇が長くメールへの返信がかなり遅れることがあるなど、日仏の文化の相違に起因する課題も挙げられている。

交流に支障をきたしている要因として多くの自治体が挙げたのは、遠距離の問題である。交通費も 高額となり、費やす日数・時間も多くなるため、中国や韓国の姉妹都市よりも交流回数が必然的に少 なくなる。そのために、交流事業が断続的となり、相互交流から日本側からの一方通行となってしま うケースもあった。

姉妹都市提携期間が長くなると、新規の交流事業が乏しくなり、「やリ尽くした感」が出てくることも挙げられる。さらに以前に比べ海外に行きやすくなり、また来日外国人も増加していることにより姉妹都市提携の意義が薄れてきているように感じているとの指摘もあった。そして、ある自治体では留学先大学との単位互換制度がないため、近年は応募者は少数に留まっている。

日仏協会に加入している会員の高齢化は多くの自治体に共通した課題である。それによりキーパーソンがいなくなったり、会員数が減少するなどして活動が停滞するところもある。また、姉妹都市交流は一部の市民に限定されていると指摘する自治体もあり、より多くの市民に知らせるための広報活動の必要性が認識されている。

#### 5-2-2 フランスのヒアリング調査結果から

フランスの各自治体へのヒアリング調査の結果, 姉妹都市交流が停滞している要因として挙げられ た点は以下の通りである。

まず、地方自治制度の問題として、フランスと日本の組織としての意思決定・合意形成のシステム(ガバナンス)の相違が挙げられる。フランスでは選挙で地方自治体の首長が変わると、部署の長である副市長も変わるため、その自治体の政策における国際交流の優先順位が変化することがある。また、日本の自治体とは異なり、フランスの自治体は大学等高等教育機関と密接に連携して動いていることが明らかになった。さらに、仕事上での価値観や行動様式において、ヨーロッパ圏の姉妹都市と比較すると、日本の姉妹都市とのほうが文化的ギャップははるかに大きい。それによって、日本側の担当者との間に誤解が生じ、それに気づくのに時間がかかることもあった。相互理解のためのマニュアルを要望する意見もある。また、双方が関心を持つテーマについて日仏自治体間で協力的な作業体制が望まれる中、フランス側の提案に対し反応がないこと、友情や儀礼については極めて対応が丁寧である一方で、実質的な案件になると議論が進まないなど日本側の対応に不満もあった。フランスの自治体からの交流事業の提案としては、親善、文化交流と並んで、観光、高齢者の社会参加、廃棄物管理、都市計画などがある。自治体相互の公共政策を見直したり、ノウハウを共有しようとすると、文化交流の場合のように順調に進まないことが課題として挙げられている。

2014年にフランスでは広域共同体に強大な権限を与えることになるMAPTAM法が制定され、メトロポール制度の創設や、州の再編といった様々な地方自治制度の改革が行われることにより、国からの地方自治体への交付金が減少し、国際交流課に充てられる予算も減額された。日本とは地理的な距離があるため渡航費などコストの問題が大きく、小規模な自治体ほど予算を計上できないでいる。

また、交換留学に関しても、学期制の相違、学生のモチベーションの低下、ことばの問題が費用以上に障害となって実現しないことがある。その中で最大の障壁になるのが関係者のモチベーションの低下である。つまり、日仏の両自治体にモチベーションを高く持った職員がいても、日本側の市民や関係組織に積極的に取り組む姿勢がなければプロジェクト自体の成功は望めないのである。また、日

本と同様に市民の姉妹都市に対する認知度の低さが一つの課題であり、更に、仏日協会等の会員の高齢化も問題となっている。

#### 6. おわりに

地方自治体の国際活動の分野に関して、フランスの場合は外務省が管轄官庁であるのに対し、日本では外務省ではなく総務省の管轄となっている。このことが日本とフランスの自治体の国際化政策の相違に大きく関係していると思われる。

フランスの外務省の地方自治体国際活動局は、日仏の姉妹都市間の経済、文化、学術など多角的な 交流を通して地域活性化の施策を推進している。そのため、フランスの自治体は日本に関心を持って いる地元の経済人、文化人、大学関係者などの各界のアクターと連携し、積極的に姉妹都市とのネッ トワークづくりを行っている。その一方で、日本の自治体の国際交流担当部局は、市民・文化交流事 業は積極的に行っているが、担当部局が異なる経済人や大学関係者との連携はまだ少ない。

また、日本の自治体はフランスの自治体との交流において、社会的課題や経済的課題にまつわるノウハウの共有や、共同プロジェクトの立ち上げに関してあまり進展がみられない傾向がある。この原因として、日本の自治体の縦割行政が弊害となり、関係部署間の横断的な連携がうまくとれないことが考えられる。フランスの場合、ある一つのプロジェクトを立ち上げるときに、国際交流課が市の複数の部局を積極的に巻き込むことが多い。自治体内で横断的な関係を作ることによって、各部局の専門的な知識を生かして、提携先の自治体と公共政策などのノウハウの共有が可能となる。

近年、フランスと日本の自治体は、政府からの交付金の大幅減額という共通の問題を抱えている。また、自治体の国際化政策の範囲が多様化する中で、姉妹都市交流政策は市民同士の交流を支援するだけではなく、自治体へ何らかの利益をもたらすことも求められている。したがって、限られた予算で学術・経済・産業的な国際交流を発展させる必要があるが、そのためには1対1の姉妹都市関係だけではなく、54組の日仏姉妹都市のネットワークを広く活用し、ノウハウの共有を積極的に行うことも肝要である。その意味において、一年おきに日本とフランスで交互に開催される日仏自治体交流会議はまさに2都市間の交流の枠組みを超えるものであり、これに参加する多数の日仏自治体の首長、国際交流担当の副市長や部署の長などと情報交換し、地域課題の解決策を共有する絶好の機会となっている<sup>18)</sup>。

実利を追求する一方で、今後も自治体は市民に主眼を置いた文化的・人的交流を継続していく必要がある。日本の市民とフランスの市民は、互いの文化に対して強い関心と憧れを持つ傾向があり、これが交流事業に取りくむための土台となるため、文化的・人的交流は姉妹都市交流を持続可能にする重要な事業の一つであることに違いない。

日本とフランスは、ハードの面では地方自治制度の相違、またソフトの面では仕事に対する価値観や行動規範においての文化的ギャップが大きい国である。これらの相違を理解し合うことや、相互の要求・展望を開示し検討することにより、持続可能な姉妹都市交流の実現に向けて多角的な関係性の構築が行われることを期待したい。

今回、ヒアリング調査の対象としたのは、一例を除き、姉妹都市交流が概ね順調に行われている日 仏の自治体であった。自治体の現状と課題を更に究明するために、調査対象を広げ、交流が停滞して いる自治体の情報を収集する必要がある。これを今後の課題としたい。

#### 謝辞

本研究は、2017-2018年度の玉川大学観光学部共同研究の成果の一部です。ヒアリング調査を実施するにあたっては、日本とフランスの各自治体の国際交流担当者の方々に多大なご協力をいただきました。フランスでの調査を実施する際に大変お世話になりましたCLAIRのパリ事務所、また音声データの文字起こしやデータ処理をしてくださった玉川大学職員の石井洋子様には大変感謝いたしております。ありがとうございます。

最後に、本研究のテーマをご提案くださった観光学部長香取幸一先生のお力添えなしには本研究を遂 行することはできませんでした。心より感謝申し上げます。

#### 補注と引用文献

- 1) Council of Local Authorities for International Relationsの省略。
- 2) ヒアリングした自治体によっては、「姉妹都市」が「交流都市」になっているところもある。「姉妹都市」と「交流都市」の相違は、「姉妹都市」は議会の議決を必要とするのに対し、「交流都市」は行政上の議決を必要としない。さらに、「姉妹都市」という文言から70年代の派手な交流をイメージされる場合もあり、市民への還元という点で議会の賛同を得られにくい。こうした理由から、エクサンプロバンス市を含め、近年の都市協定は「姉妹都市」という言葉を使わない傾向があり、分野を限定した交流に特化するという意味で、「交流都市」を用いている。
- 3) 自治体国際化協会「自治体間交流」姉妹(友好)自治体の提携の提議・意義は? http://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/ans01.html(2021年1月9日閲覧)
- 4) 総務省「総務省は、地方公共団体の姉妹都市交流を一般財団法人自治体国際化協会とともに積極的に推進しています」https://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryu.html (2021年1月9日閲覧)
- 5) Vie-publique.fr, Collectivités locales: les chiffres clés 2020 https://www.vie-publique.fr/en-bref/274478-les-chiffres-cles-des-collectivites-locales-2020 (2021年2月7日閲覧)
- 6) CNRTL (Centre National de Ressources Textuelles et Lexicales) は54万語を擁するオンライン仏仏辞典である。
- 7) "Association officielle entre villes de pays différents en vue d'échanges, notamment au plan socio-culturel"
- 8) 佐藤久美 (2013), p.36
- 9) 現在のALT制度は1986年10月,「JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業Japan Exchange and Teaching Program)」としてその政策提言が行われた。
- 10) 自治体国際化協会「自治体間交流」全国の姉妹都市提携数,2020年11月 http://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/(2020年11月7日閲覧)
- 11) 自治体国際化協会「自治体間交流」姉妹(友好)提携情報 http://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/countries/(2021年1月9日閲覧)
- 12) 自治省「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針について」1995年4月13日 http://www.clair.or.jp/j/docs/municipality\_h07.p(2021年1月9日閲覧)
- 13) 外務省「グローカル外交ネット」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/index.html(2021年2月7日閲覧)
- 14)Vianney Orjebin, Historique de la coopération décentralisée
  https://fr.slideshare.net/VianneyOrjebin/historique-de-la-coopration-dcentralise(2021年2月7日閲覧)
- 15) Sénat, Circulaire du 20 avril 2001 sur la coopération décentralisée des collectivités territoriales françaises et de leurs groupements avec des collectivités territoriales étrangères et leurs groupements http://www.senat.fr/ct/ct04-02/ct04-0228.html(2021年1月9日閲覧)日本と異なり、フランスの上院(Sénat)は地方自治体の代表を担っている。
- 16) Ministère de l' Europe et des Affaires Etrangères, Coopération décentralisée: les dossiers https://www.diplomatie.gouv.fr/fr/politique-etrangere-de-la-france/action-exterieure-des-collectivites-

territoriales/cooperation-decentralisee-les-dossiers/ (2021年1月9日閲覧)

- 17) 岩田 (2009), p.4
- 18) 自治体国際化協会「自治体間交流」地域間国際交流事業,日仏自治体交流会議とは http://www.clair.or.jp/j/exchange/chiiki/nichi-futsu.html (2021年1月9日閲覧)

#### 参考文献

荒井陽一,羽白淳他(2017)改訂版『フランスの地方自治体』Les collectivités locales en France, 一般財団法 人自治体国際化協会パリ事務所

岩田拓夫(2009)「国際協力における地方自治体の役割と課題―日本とフランスの比較研究を通じて」『宮崎 大学教育文化学部紀要 社会科学』20:1-15

石見利勝(1995)「我国自治体の外国との姉妹都市提携の実態」『立命館大学政策科学』3(2):31-40 片木淳(1987)「国際化推進自治体協議会の設立経過」『CLAIR創刊号』国際化推進自治体協議会

佐藤久美(2013)「日本の国際化政策の進展に関する中央政府と地方自治体の関係性の変化―『国際交流』 から『多文化共生』へ(上)」『金城学院大学論集 社会科学編』10(1): 32-47

白水伸英 (2013)「日仏自治体交流」『グローカル通信第55号』外務省地方連携推進室

豊田哲也 (2016)「姉妹都市提携の変容と展望」『国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要』 2(0): 9-22

(すずき シルヴィ) (こばやし なおき)

## 付録:ヒアリング調査票

#### 日仏姉妹都市交流聞き取り調査項目

調査日 年 月 日

#### 調査自治体:

#### ヒアリング対象者:

#### 姉妹都市・友好都市・交流都市名:

- 1. 姉妹都市・友好都市・交流都市提携を結ぶきっかけは何か.
  - ①相手都市からの申し入れ
  - ②市長の提案
  - ③まちおこし事業を進める中でアイデアが生まれた
  - ④市民からの要請
  - ⑤議会からの提案
  - ⑥学識者・外部者の助言
  - (7)そのほか
- 2. 相手都市を姉妹都市・友好都市・交流都市として選択した理由は何か.
  - ①地理的特徴や産業構造が似ているから (類似性)
  - ②所在国が日本との結びつきが強いから(結びつき)
  - ③人口規模が似ているから
  - ④イメージ性
  - ⑤その他
- 3. ここ数年間、姉妹都市・友好都市・交流都市予算の変化はあるか.
- 4. 複数ある姉妹都市·友好都市·交流都市交流において,交流の温度差(濃淡)があると思われるが, 実際はどうか.
- 5. 交流協定締結後、具体的な交流は始まっているか.
- 6. 前記5の交流以外に交流事業はあるか.
  - ex) 相互派遣インターン, 職員相互派遣, 交換留学など

- 7. 姉妹都市・友好都市・交流都市交流を通じて得られる成果とは何か.
- 8. 姉妹都市・友好都市・交流都市との交流において、市民団体や外郭団体等で国際交流協会等が存在するか、存在する場合、市役所と当該市民団体や外郭団体等との役割分担はどうなっているか、
  - ex) ○○協会には△△事業を委託している, ○○協会は市の外郭団体である, ○○協会には市から助成金が支払われている. など
- 9. 姉妹都市・友好都市・交流都市交流において、具体的に、経済発展、文化交流、人的交流、環境交流の視点から、それぞれどの程度達成されているか.

 ・経済(農業・漁業・観光)発展
 :
 1
 2
 3
 4
 5

 ・文化交流
 :
 1
 2
 3
 4
 5

 ・人的交流
 :
 1
 2
 3
 4
 5

 ・環境交流
 :
 1
 2
 3
 4
 5

- 1. ほとんど達成できていない
- 2. あまり達成できていない
- 3. どちらともいえない
- 4. ある程度達成できた
- 5. 十分に達成できた

【その他】

※国際交流事業の担当部署と担当職員数

# Current Status and Issues of Sister City Partnerships Between Japan and France: Toward a Sustainable Sister City Exchange

## Sylvie GILLET=SUZUKI, Naoki KOBAYASHI

#### Abstract

The sister city relationship was born as part of the peace movement after the Second World War to promote cross-cultural exchanges between citizens, but its significance has gradually changed over time.

This article focuses on the Japan-France sister city exchanges and examines the current situation and challenges faced by local governments in Japan and France, in order to find ways of improving the exchanges to make it sustainable.

Of the 54 sister city relationships between Japan and France, interviews were conducted with 10 Japanese cities in 2017 and with 5 French cities among the 10 sister city partners in 2018. The study of the local self-government systems of the sister cities in both countries and their post-war evolution revealed that the "sister city partnership" in Japan and the corresponding "decentralised cooperation" in France do not always coincide. With the advent of the "decentralised cooperation" in 1992, local governments in France began to support exchanges between French and Japanese citizens, while increasingly seeking to implement joint projects and share public policy know-how in order to revitalize local areas. On the other hand, Japanese local governments focus mainly on cultural and personal exchanges and few consider sister city exchanges as an opportunity to rethink local public policies. In order to improve this situation, the survey revealed the need for cross-sectoral cooperation between the departments in charge of international exchange and other local government departments, as well as the promotion of networking between actors from different sectors in the relevant sister cities.

The survey also confirmed that there is a strong interest in each other's culture among French and Japanese citizens. Local governments should continue to actively support this desire for exchange between citizens. However, in order for sister city exchanges to be sustainable, it will be increasingly necessary for sister city exchange policies to bring some substantial benefits to both local governments.

Keywords: Japan-France sister city relationship, local authorities, decentralised cooperation, sharing of know-how, sustainable